

屋外広告物の自己点検結果報告書様式が 変わります

2026年10月1日申請分から

台風などの強風による看板等の飛散や倒壊の事故防止のため
自己点検結果報告書の様式を改正し、点検の強化を促進します

記入例（表）

第9号様式の7（第9条関係）

屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書

〇年 〇月 〇日

三重県知事 宛て

報告者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

次のとおり三重県屋外広告物条例第11条の規定により報告します。

1 屋外広告物の概要

(1) 既 許 可 番 号 等	〇年 〇月 〇日 第 〇〇〇〇号
(2) 表示（設置）場所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
(3) 設 置 年 月 日	〇年 〇月 〇日
(4) 点 検 日	〇年 〇月 〇日

2 点検結果

点検箇所	点検項目	判定結果 (注1)	① 判定理由	② 改善の内容、その他備考	③ 改善年月
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	A・B・C 該当なし			年 月
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	A・B・C 該当なし			年 月
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	A・B・C 該当なし	①（広告板）鉄骨にわずかな錆が見受けられるが安全に支障なし。経過観察		年 月
支持部	1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	A・B・C 該当なし			年 月
	2 鉄骨接続部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	A・B・C 該当なし	①（広告板）複数のボルトに緩みあり。ビスの1箇所欠落があった ②（広告板）全てのボルト締め直し。ビス補修	③ 〇年 〇月	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	A・B・C 該当なし			年 月
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	A・B・C 該当なし			年 月
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	A・B・C 該当なし	①（壁面広告）対象の壁に部分腐食（孔食）あり ② 防錆剤を塗布	③ 〇年 〇月	
広告板・文字	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	A・B・C 該当なし	①（壁面広告）表示面板のシート材の接着部に複数小さな膨れが見られる		年 月
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	A・B・C 該当なし			年 月
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	A・B・C 該当なし			年 月
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	A・B・C 該当なし	①（屋上広告）電球1か所が点滅状態だったので交換済		年 月
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	A・B・C 該当なし			年 月
	3 周辺機器の劣化、破損	A・B・C 該当なし			年 月

更新許可申請者の
氏名等を記入して
ください

点検時(補修前)の
結果に基づき
判定を記載して
ください

判定結果Bの場合は
①判定理由
を必ず記入して
ください

判定結果Cの場合は
①判定理由
②補修の内容
③補修年月
を必ず記入して
ください

判定結果

A：良好
B：経過観察
C：要補修

※点検結果が
Cの場合は
許可申請前に
補修が必要です

改正のポイント

- 点検項目が7項目から17項目に
→劣化の起こりやすい箇所を明確化します。
- 判定を「異常の有／無」からA／B／Cの3段階評価に
→劣化・異常の程度を正確に把握します。

裏も
見てね



記入例（裏）



点検後(補修済)の
安全性が確認できる
広告物等の写真を
添付してください

その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	A・B・C 該当なし	年 月
	2 避雷針の腐食、損傷	A・B・C 該当なし	年 月
	3 その他点検した事項 (隣接・近接する広告物とのバランス、良好な景観・風致の維持への寄与)	A・B・C 該当なし	年 月

注1：判定結果 A：異常なし。

B：多少の劣化は見受けられるが補修等の手直しや修繕を要するほどの異常はない。

C：安全又は良好な景観ではない。補修、修繕、建替え等の是正が必要である。

判定結果は、点検時を基準として、点検結果に基づいて判定した結果を記入してください。

注2：本様式は、原則として申請1件につき1部使用します。広告物等の個数が多く点検結果を記載出来ない場合は、内訳を作成してください。

3 点検者等（表示面積1平方メートル以上で、かつ、高さ4メートルを超える広告物等の場合のみ記載）

(1) 氏名	株式会社〇〇〇〇 〇〇 〇〇
(2) 住所及び電話番号	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(3) 資格	☒ 屋外広告士 ☐ 建築士 ☐ 電気工事士 ☐ 電気主任技術者 ☐ 職業訓練指導員又は技能検定合格者（帆布製品製造又は広告美術） ☐ 特定建築物調査員 ☐ 点検技能講習終了者 ☐ その他（ ）
(4) 広告物等の種類	☒ 広告板 ☐ 広告塔 ☒ 屋上広告 ☐ サイン・ポール ☒ その他（壁面広告、突出広告）

備考1 この報告書は、表示面積が1平方メートル以上の広告物等について、屋外広告物許可申請書又は屋外広告物継続許可申請書に添えて提出してください。ただし、新たに設置された掲出物件、表示面積が1平方メートル未満の広告物又は建築基準法第12条第1項に規定する定期報告を行った建築物に設置された広告物等は除きます（定期報告を行ったものについては、定期報告書の写しを提出してください）。

2 □には、該当するものにレ印を記入してください。

3 点検後（補修等の是正をした場合は是正後）の広告物等の写真（申請の日前2月以内に撮影した写真で、広告物等の安全性等を確認できるもの）を添えて提出してください。

4 表示面積が1平方メートル以上で、かつ、高さ4メートルを超える広告物等は、点検者の資格を証明する書類の写しを添えて提出してください。

備考

該当しない場合は
「該当なし」に
〇をしてください

表示面積1㎡以上
かつ
高さ4mを
超える広告物は
有資格者による
点検が必要です

有資格者が
点検した場合は
資格証明書の写しを
添付してください

事故が起きてからでは取り返しがつきません！

看板の倒壊や飛散で事故が発生した場合、所有者は多額の損害賠償や
刑事責任を問われる可能性があります。

企業の社会的信用を守り、重大な事故を未然に防ぐためにも、
新様式に沿った適切な安全点検を必ず行いましょう。

屋外広告物に関する担当窓口 ※屋外広告物の設置前には必ず担当窓口にご相談ください。

地域等	担当窓口	電話番号
いなべ市・桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662
桑名市	桑名市 都市創造部都市計画課	0594-24-1223
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667
鈴鹿市	鈴鹿市 都市整備部都市計画課	059-382-9063
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683
津市	津市 都市計画部都市政策課	059-229-3290
松阪市	松阪市 建設部都市計画課	0598-53-4199
多気郡 ※大台町を除く	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586

地域等	担当窓口	電話番号
多気郡大台町	大台町 建設上下水道課	0598-82-3788
伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202
度会郡大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247
鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627
名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297
尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527
熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141

【発行】

三重県 県土整備部

都市政策課 景観・屋外広告班

☎ 059-224-2748

✉ keimachi@pref.mie.lg.jp

様式は
こちらから



三重県
屋外広告物HP